

税の申告は正しくお早めに



今年も税の申告時期になりました。平成30年分の申告の受け付けは、
「2月18日(月)～3月15日(金)」です。

スタート

あなたの申告は・・・

平成30年1月1日～12月31日に収入がありましたか(公的年金等の収入がある方は下記【公的年金等に係る雑所得がある方はこちら】をご確認ください)。
 ※遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください。

はい

給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか(提出の有無は勤務先に確認してください)。
 ※給与所得者以外の方は「いいえ」に進んでください。

いいえ

平成30年中の合計所得が、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超えていますか。
 ※給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」へ、お済みでない方(年の途中で退職した方など)は「はい」に進んでください。

はい

主たる勤務先から受ける給与のほか
 に給与・年金・配当・原稿料・報酬・
 不動産などの収入がありましたか。

はい

**税務署に確定申告を
 する必要があります。**

はい

いいえ

同一世帯のどなたかの扶養
 になっていますか。
 ※健康保険の扶養とは異
 なります。

いいえ

はい

主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与
 以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。

いいえ

申告をする必要はありません。

市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

収入のなかった方も申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料、ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

公的年金等に係る雑所得がある方はこちら

公的年金等の収入金額の
 合計額が400万円以下で、
 かつ、それ以外の所得金
 額が20万円以下ですか。

はい

所得税の
 還付申告
 をしますか。

いいえ

日本年金機構等から送付される公
 的年金等の源泉徴収票に記載され
 ている控除内容に変更または生命
 保険料控除や医療費控除などの所
 得控除の追加がありますか。

いいえ

公的年
 金以外
 の所得
 があり
 ますか。

いいえ

**申告を
 する必
 要はあ
 りませ
 ン。**

いいえ

はい

税務署に確定申告をする必要があります。

市役所に市民税・県民税の申告をする必要があります。

所得税に変更がない方も、控除額に変更がある場合は市民税・
 県民税などに反映しますので市役所に申告をしてください。

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、確定申告または市民税・県民税の申告をする必要がある方はワンストップ特例の適用がなくなります。寄附金控除として併せて申告をしてください。

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

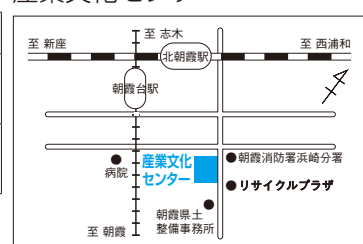
問／課税課

☎463-2852～3

市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5階大会議室	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時 ※土・日曜日を除く。 2月24日(日)は受け付けを行います。
産業文化センター 2階研修室	3月3日(日) 午前9時30分～午後4時

産業文化センター



※給与所得者および年金所得者の所得税還付申告も、上記のとおり受け付けています。

※市役所にお越しの際は、できる限り公共交通機関をご利用ください。

参考 例年、受付期間の初めと終わり(2月18日(月)～21日(木)、3月11日(月)～15日(金))は非常に混雑します。

おススメです！

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。申告会場で長時間待つ負担がなくお勧めです。郵送での申告を希望する方で、申告用紙がない場合はお問い合わせください。

ご注意ください！

事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、**税務署での受け付け**となります。

市役所(産業文化センターは除く)で確定申告をする場合は、自宅からインターネットを通じて申告する場合と同様に「利用者識別番号」が必要になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申告が必要な方

- ・平成31年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成30年中（1月1日～12月31日）に所得のあった方（アルバイト・パートによる所得があった方も該当します）
- ・平成31年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- ・給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方（※給与支払報告書は、平成31年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されます）
- ・所得税の確定申告（還付申告を含む）をした方
- ・同一世帯内のどなたかの扶養になっている方（世帯が別の場合は申告が必要な場合があります）

申告に必要なもの

(1) マイナンバーカード（お持ちでない方は通知カード等＋運転免許証や健康保険証等の本人確認書類）

- (2) 印鑑
- (3) 【給与所得者または年金収入のある方】平成30年分源泉徴収票等
- (4) 【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの
- (5) 平成30年中（1月1日～12月31日）に支払った国民年金保険料・国民健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
- (6) 平成30年中（1月1日～12月31日）に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
- (7) 【障害者控除を受ける方（被扶養者を含む）】身体障害者手帳など確認できるもの
- (8) 【勤労学生控除を受ける方】学生証または在学証明書
- (9) 【医療費控除を受ける方】平成30年分医療費控除の明細書または医療費の領収書 【セルフメディケーション税制のスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）を受ける方】平成30年中において健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組み^{*}を行ったことを明らかにする書類・平成30年分セルフメディケーション税制の明細書

※一定の取り組みとは①特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主検診）、④健康診査（いわゆる人間ドック等で医療保険者が行うもの）、⑤がん検診のいずれか1つに該当する検診等または予防接種（医師の関与があるものに限る）

※郵送で申告する場合は、マイナンバーカード（または通知カード等と本人確認資料）の写し、源泉徴収票、その他各種控除証明書および明細書を必ず同封（のり付け不要）してください。

申告を忘れると…

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- ご家族の方が申告や年末調整の際にあなたのことを税法上の扶養（社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります）とする記載が漏れている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

税務署からのお知らせ

◇医療費控除は領収書の提出が不要となりました！

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。また、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間ご自宅等で保存してください。

①提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます。

（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書等）

②平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

③税務署へ申告の相談でお越しになる際には、事前に「医療費控除の明細書」を作成し持参していただくと手続きがスムーズに行えます。その際、記載漏れ等がないか確認するために領収書を持参することをお勧めします。

◇公的年金等受給者に係る確定申告不要制度のお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。